

つながるまちありだ活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市訓令第19号

つながるまちありだ活動支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

つながるまちありだ活動支援事業補助金交付要綱（平成30年訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「有田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「有田市デジタル田園都市国家構想総合戦略」に改める。

第 3 条各号を次のように改める。

- （１） 地域資源を活かしたまちの魅力向上に資する事業
- （２） 地域産業の競争力強化に資する事業
- （３） 雇用対策の推進に資する事業
- （４） 移住・定住を促進する事業
- （５） 関係人口の創出・拡大を促進する事業
- （６） 地域資源の掘り起こし・磨き上げをおこなう事業
- （７） 妊娠・出産・子育てを支援する事業
- （８） 教育の充実と環境整備に資する事業
- （９） 災害に強いまちづくりに資する事業
- （10） 誰もが健康で暮らしやすいまちづくりに資する事業
- （11） 豊かな暮らしができるまちづくりに資する事業
- （12） 環境にやさしいまちづくりに資する事業
- （13） その他市長が総合戦略の推進に資すると認める事業

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。